

野焼きは原則、禁止です!!

冬の時期は、空気が乾燥する上に、火気を使用する機会が多くなるため全国的に火災が発生しています。毎年、本市でも休耕地の枯れ草などが延焼する“その他火災”が非常に多く発生します。原因としては、野外でゴミや枯れ草の焼却をしていた時に、風に煽られて周囲に延焼したケースが多いです。



野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第16条の2の規定により、一部の例外（下記参照）を除き禁止されています。

一部の例外

- ・ 処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ・ 国または地方公共団体がその施設の管理のために行う廃棄物の焼却（河川敷、道路法面の草焼き・道路清掃、河川清掃で出た草木等の焼却）
- ・ 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時における木くずなどの焼却・防災訓練等での模擬家屋等の焼却）
- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（正月のしめ縄や門松等の焼却）
- ・ 農業、林業または漁業を営む上でやむを得ない廃棄物の焼却（稲わら、雑草の焼却・伐採した木の枝の焼却）
- ・ たき火、その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの（落ち葉焼き・たき火・キャンプファイヤー）

野外焼却される方は、届出が必要です

上記例外により廃棄物を野外焼却される方は、焼却場所や規模によっては、常陸大宮市消防本部火災予防条例第 45 条の規定に基づく「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」の届出書を管轄する消防署に提出する必要があります。

**野外焼却で注意すること**

一部の例外に該当する場合でも、他人に不快な思いや迷惑をかけるような焼却行為は例外扱いできないこともあります。

焼却行為を行う場合は、次のことに注意してください。

【注意すること】

- ・ 必ず人が監視する
- ・ 必ず消火準備をしておく
- ・ その場を離れる時は、必ず消火する
- ・ 風向きを考慮し、近隣の迷惑にならないようにする
- ・ 周辺住民から苦情が出た場合は焼却を中止する
- ・ 気象の変化に十分に注意し、危険と思われる場合は速やかに中止する
- ・ 一度に大量に燃やさない
- ・ 刈草などは十分に乾燥させてから燃やす
- ・ プラスチック、ビニール類を燃やさない
- ・ 夜間は行わない



※届出の有無に関わらず、火災予防上危険と判断される場合は、状況に応じて消防隊が現地調査・消火活動を行う場合があります。